

特集 情報セキュリティは万全ですか？

突然ですが、皆様のご自宅や職場の出入口や窓にカギを掛けていますか？
ほとんどの方は当然だと答えると思います。
では、ご自宅や職場のパソコンにパスワードは設定していますか？セキュリティソフトは最新バージョンに更新していますか？
パソコンやネットワークのセキュリティに無防備な方は多いのではないのでしょうか。



「自宅には現金や貴金属等、盗まれたら困る物があるが、パソコンのデータには

盗まれて困る物がないから」と思われるかも知れません。しかし、実は個人情報悪用されると恐ろしい結果が待っているのです。

例えば、無施錠の家に入った泥棒が何も盗らず、監視カメラと盗聴器を取り付けていったらどうでしょうか。大半の人は、自宅に他人が侵入したことに気付かないまま日常生活を過ごしてしまう。その間、日常生活は監視され続け、プライベートな映像や秘密を勝手に流出されたり、弱みを握られて脅迫されたり、日頃の服装や癖等を盗まれ、あなたに成りすまして親しい人に危害を加えられるかも知れません。

実は、右記の三つの例はいずれも「情報漏洩」「身代金要求(ランサムウェア)」「成りすまし(マルウェア)」というサイバー攻撃を受けたときに発生している被害の代表的なものです。「情報漏洩」については、不正アクセスにより入手された個人情報「ダークウェブ」と呼ばれる闇市場で高額

取引されています。「身代金要求」については、個人相手に数万円の身代金を要求する事案から、特定の企業を狙って数千万円〜数億円の身代金を請求する事案もあります。「成りすまし」については、情報セキュリティの脆弱な中小企業を攻撃して大企業とのメール等を経由し、大企業のシステム内部に侵入するよう「踏み台攻撃」が急増しています。(実は最近、弊社にも取引先の社名を騙った「トロイの木馬」メールが届いています。)

そこでまず、パソコンやネットワークのセキュリティ環境を整っているか確認をお願いします。具体的には、個人・法人を問わず、最低限のセキュリティ対策として、第三者が予測することが難しいパスワードの設定と、最新バージョンのセキュリティソフトのインストールは必須です。さらに企業等、多数の個人情報扱う方は、ファイヤーウォールや外部サーバーの設置、24時間対応のネットワーク監視会社との契約等を検討することを勧めます。しかし、それでもセキュリティシステム脆弱性を突く新しい攻撃

方法が日々生み出され、全ての攻撃を防ぐことは不可能といわれています。そこで、そうした不測の攻撃にあった場合に備えた「サイバー保険」が有効です。これは従来の個人情報漏洩保険に加えてサイバー攻撃を受けて第三者に損害を与えてしまった場合に、その損害賠償金をお支払いする保険です。また、サイバー攻撃を受けたおそれがある場合※にも調査費用や謝罪広告に関する費用、再発防止費用等を保険金としてお支払いできるものもあります。(※「サイバー攻撃をうけたおそれ」とは公的機関やネットワークセキュリティ監視会社からの通報を要件とする等、一定の要件が設けられています。)

平時の情報セキュリティ対策の診断を行い、より良いセキュリティ対策をご提案できる商品や、有事の際のホットライン、緊急サポート体制を設けている保険会社もあります。

補償内容や保険料も商品により様々ですので、是非一度、弊社にご相談下さい。(中島)

特集 住宅の修理等に関するトラブルに「注意」

住宅修理等に関し、「保険が使える」と言われて勧誘する業者とのトラブルが増加しています。こうした勧誘については、住宅の修理を業者と契約する前に、ご契約している損害保険会社または損害保険代理店にご相談下さい。

実際のトラブル事例

① 住宅修理に関するトラブルの例

災害を調査している機関を名乗った電話があり「負担額なく屋根の修理ができる」と言われたので自宅に来てもらった。自宅に来た業者は、「大雪の影響で屋根の樋がずれている。費用は保険会社から出るのであなたの負担はない。保険会社との交渉は全て業者が行う」と言われたので、負担なくできればと思い、契約書に捺印した。書面は全て業者が持ち帰ったので手元がない上「当社で工事をしなかった場合は、保険金の4割を支払ってもらう」と言われた。

② 保険金請求代行業者に関するトラブルの例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトをを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約した。その後、保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないと言われた。

自然災害による住宅の損害は、加入している火災保険等で補償されます。経年劣化等によって生じた損害は支払対象とはなりません。弊社では、過去6件ほど詐欺被害を防止しました。まずは、弊社にご相談下さい。(諏訪)

甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた保険金の使い道は自由です。

えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!? 残ったお金では修理できないよ。

保険金は手数料なしで申請いただけます。

100万円ももらえるの!? ぜひお願いします!

知らない間に詐欺に加担

被害診断から保険金の請求まで全てこちらにお任せください!

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな...

【出典】一般社団法人日本損害保険協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルに「注意」」